

令和2年度 フランス(パリ)における 兵庫県産農林水産物等輸出プロモーション事業のご案内 【参加応募要領】

ひょうごの^{うま}FOOD風土拡大協議会

「美食の国」と呼ばれ、食のトレンドを求めて、世界中から多くのシェフやバイヤーが訪れるフランス（パリ）において、本県の安全で高品質な農林水産物・加工食品のプロモーション事業を実施することにより、フランス（パリ）市場への販路開拓・拡大に向けた取組を支援します。

本事業は、フランス現地において日本食材に関する豊富な知識とシェフやバイヤー等への人脈を有するエキスパートに事業運営を委託して実施し、各事業の実施で得た現地での参加商品に対する評価を各事業者にフィードバックすることで、今後の販路開拓・拡大を目指すものです。

1 事業概要

新型コロナウイルス感染症拡大等による現地情勢の変化に伴い、事業内容を一部変更・中止する可能性があります。

事業概要及びスケジュール

● 枠囲み：事業者様 要対応

- 8月21日(金) 「事前セミナー・個別相談会」開催 会場：神戸市教育会館

- 9月2日(水) 現地プロモーション 参加申込み締切
提出書類 1：参加申込書 (様式 1)
提出書類 2：輸出商品情報シート (様式 2)
提出書類 3：パンフレット用情報シート (様式 3)
提出書類 4：パンフレット用写真データ

- 9月9日(水) 現地プロモーション 参加企業ならびに商品選定
※必要に応じ本事業委託先とのウェブ面談等により、現地ニーズと合致しておりプロモーション効果の期待できる商品を選定

- 9月中 事業者様と輸送会社とのフランス語ラベル作成のためのメールやり取り等
事業者様によるフランス語ラベル添付・梱包・発送作業

- 10月6日(火)頃 国内集荷施設（大阪）に参加商品到着（必着）
※詳細は追ってご連絡します。10月中旬のフライトで輸出予定です。

【現地プロモーション予定表】

- 11月3日(火) 日本食材卸・小売店での店頭およびオンラインテスト販売
～（約1ヶ月間）※店頭では試食販売を予定
- 11月9日(月) 「ひょうごサロン」（シェフ・バイヤー等を招待する試食会）開催
- 11月10日(火) シェフ・バイヤー等への営業代行開始
～翌1月末頃 ※令和3年1月末頃までフォローアップを実施

- 令和3年2月～ 実施結果等レポート通知（参加事業者へのフィードバック）

【Ⅰ 国内における事前セミナー及び個別相談会】

参加申込締切 8/14(金) : <http://www.hyogo-umashi.com/news/?p=2845>

フランス（パリ）でのPRや商流構築が効果的に進められるよう、長く輸出に取り組んできた講師によるパリ市場での販路開拓のポイント等に関する「事前セミナー」及び、各事業者の商品のブラッシュアップや具体的な商品提案の方法等について直接アドバイスを受ける「個別相談会」を実施。

日時：令和2年8月21日（金）10時00分～17時00分

場所：神戸市教育会館 501号室（神戸市中央区中山手通4-10-5）

〔午前の部〕事前セミナー・事業説明

講演：「（仮題）フランス（パリ）への食品輸出に向けて」

講師：株式会社 神乾 直販部 海外課 課長 山本 光洋 氏

〔午後の部〕個別相談会

（株）神乾 山本氏が、輸出を検討されている各事業者の商品を手に取りながら、現地での販路開拓に向けて商品ブラッシュアップ等のアドバイスを実施。

【Ⅱ フランス（パリ）における現地プロモーション】

参加申込締切 9/2(水) : <http://www.hyogo-umashi.com/news/?p=2875>

11月から1月末にかけて、以下の県産農林水産物等プロモーションをパリ現地にて実施します。参加希望の事業者は、P.3からの **2 参加条件** や、**3 参加事業者の費用負担** など、本要領に十分お目通しいたき、別添の参加申込書にて、ひょうごの美味し風土拡大協議会事務局（兵庫県消費流通課）までお申込み下さい。

1 現地プロモーション内容

(1) ひょうごサロンの開催

H28年度以降、当協議会で実施してきたパリでのプロモーションにより構築した現地の食関係者とのつながりを活かし、より密度の濃い営業活動につなげるための取組として、招待するシェフ・バイヤーに県産食材等を試食する機会を設けるとともに、意見を聞き取ります。

ア 日時：令和2年11月9日(月) 12:30～15:30

イ 参集者：シェフ・バイヤー・メディア関係者など

25名程度（兵庫県ゆかりの方を含む）

ウ 対象品目：今回出品された商品のうち、1事業者1商品を基本的にシェフが調理し、提供。



ひょうごサロン会場イメージ

(2) 現地シェフやバイヤー等を対象とした営業代行

フランス（パリ）において販路開拓を目指す事業者様の商品について、シェフやバイヤー等へ営業代行を行い、販路開拓・拡大につなげます。



営業代行(イメージ)

ア 日 時：令和2年11月10日（火）～令和3年1月末頃（予定）

イ 営 業 先：飲食店、小売店、食品卸等

ウ 対象品目：20品目程度〔常温商品〕 ※冷蔵・冷凍商品をお考えの場合は別途ご相談ください。

※ 営業先からの見積り・サンプル依頼等は随時参加事業者様に連絡し、必要に応じweb面談を行います。
商品の印象等の聞き取り内容は後日フィードバックします。

(3) 一般消費者等を対象とした日本食材取扱店等でのテスト販売事業

パリ中心部にある日本食材取扱店において、県産品販売コーナー（店舗の販売棚を兵庫県産品のテスト販売用に一部借上げ）を設置、一般消費者へのテスト販売を実施し、現地の消費者の反応を得ることで、今後の海外向け商品の改良点の発掘や現地における販路開拓につなげます。



テスト販売実施予定店舗
ISSE

ア 期 間：令和2年11月3日（火）～12月上旬（予定）

※店頭で兵庫県特設コーナー設置し、商品在庫がなくなるまでテスト販売を実施（試食販売を予定）。

※オンラインでのテスト販売を実施。

イ 実施予定場所：ISSE（11 rue Saint- Augustin -75002 Paris）

ウ 対象品目：20品目程度〔常温商品〕 ※冷蔵・冷凍商品をお考えの場合は別途ご相談ください

※ 同店舗は、パリ中心部オペラ地区のサン・タンヌ通りにあり、日本から直輸入したこだわりの食品を揃えており、現地人シェフ・日本人シェフ等にも広く知られ、親しまれています。

2 参加条件

(1) ひょうごサロン・営業代行・テスト販売に供する商品が無償でご提供いただくこと

※ 商品の内容や量によって、数量が異なります。数量は、商品選定後に運営委託事業者と調整のうえ連絡させていただきます。なお、目安は下記のとおりです。

【無償提供商品数量の目安】

品目（例）	数量（単位）			
	ひょうごサロン （現品）	営業代行 （少量サンプル）	テスト販売 （現品）	合計 （目安）
米（2kg/袋）	5	15	10	30袋
麺類（300g/袋）	5	15	20	40袋
味噌（400g/個）	5	15	20	40個
調味料（300ml/本）	5	15	20	40本
黒大豆加工品（200g/個）	5	15	20	40個
海苔（50g/袋）	5	15	20	40袋
茶（50g/袋）	5	15	20	40袋
日本酒（720ml/本）	3	13	18	34本

※ 上記は目安ですので、前後することがあります。ご相談に応じます。（上記以外の品目は個別に調整）

※ 少量サンプルをお持ちの場合は、営業代行用に少量サイズをご提供ください。（別途調整）

(2) 参加商品は以下ア～カの条件をすべて満たすこと

- ア 兵庫県認証食品認証取得事業者の商品または兵庫県内で生産された農畜水産物またはそれを使用する加工食品であること。
 - イ 日本国内で生産されたもので、添加物、化学調味料、着色料を極力使用していないこと。
 - ウ 製造日から賞味期限までが原則として180日以上であり、11月からのプロモーション以降も十分な残余期間を有していること。
 - エ EU・フランスの規制等をクリアしているもの。
(残留農薬規制、使用可能添加物、使用可能包材、栄養表示等 P 7「輸入制度について」を参照)
 - オ 裁判等で係争中の商品又は表示は使用しないこと。
 - カ 特許権・意匠権・商標権等を侵害する恐れがあると判断されないもの。
- ※ 7 輸入制度について も合わせてご確認ください。

(3) 事業参加者は 以下ア～オの条件をすべて満たすこと。

- ア 兵庫県内に事業所のある食品または食品関連産業の生産者・製造者、並びにこれらの生産者・製造者を会員とする団体等であること。
- イ ひょうご農畜水産・加工食品輸出促進ネットワークに登録を行っていること。
(事業参加申込みと同時登録で可)
- ウ 商品の輸出に意欲的であること。
- エ 参加商品の輸出入手続きに係る必要な商品情報の提供及び参加商品紹介等のための各種資料作成
(画像や文字情報の提供) に遅滞なくご協力いただけること。
- オ 事業実施後も当協議会が成果把握等のために実施する各種アンケートやヒアリング等にご対応いただけること。

3 参加事業者の費用負担

参加商品数	1 商品	2 商品	3 商品	4 商品	5 商品
費用負担	3万円	5万円	7万円	9万円	11万円

- ※ 参加商品数については、全体数の調整により制限させていただくことがあります。
- ※ 自社の流通ルートを活用し、必要な商品を事務局指定の期日・場所に確実に配送できるものにあつては参加料無料。

(1) 参加料に含まれるもの

- ア 日本国内指定倉庫からパリへの参加商品の輸送に係る経費
(通関関係費・現地対応の一括表示ラベルデータ作成費を含む)
- イ プロモーション料
ひょうごサロン、営業代行料、テスト販売展示スペース借上費、アンケート作成・実施、参加事業者向けフィードバック資料作成など

(2) 参加料に含まれないもの (別途ご負担いただくもの)

- ア 営業代行及びテスト販売用の商品 (現物)

イ 日本国内指定倉庫への上記アの商品輸送費

ウ 輸出にかかる各種証明書取得費用（衛生証明書、放射性物質検査証明、産地証明等）

エ 現地対応の一括表示ラベル貼付に係る費用

（運営委託事業者が作成しお送りするラベル用データの印刷及び参加商品への貼付）

オ その他、上記以外の経費

※ 輸出にかかる各種証明書が必要かどうかは原材料などの産地等によって決まります。

各事業者で [7 輸入制度について](#) に記載しているリンク先にて最新の情報をご確認ください。
さらにご不明な場合は、当事務局までご相談ください。

4 参加商品選定方法

参加申込多数の場合、品目数を調整させていただくことや、参加のご希望に添えないことがございますので、あらかじめご了承ください。

商品選定は、運営委託事業者が、事務局と協議のうえ、上記の参加条件を満たしているもののうち、現地シェフ・バイヤー等のアドバイス等も参考に、販売可能性が高いものを順に選定します。

選考結果については、速やかに当協議会から事業参加申込者様へご連絡させていただきます。

5 事業実施結果の報告及びアンケートの実施

今後の輸出に向けての具体的なプラン作成や商品開発につなげていただくため、事業実施後、営業先やテスト販売店舗の反応等のプロモーション結果について、フィードバックを実施します。

なお、見積もりやサンプル依頼があった場合には、その都度ご連絡致します。

また、当協議会より本プロモーションの効果等について、事業完了後にアンケート（電話等でのヒアリングを含む）を実施します。〔上記 [2 参加条件](#) (3)のオ〕

6 参加申込書提出期限

参加を希望される事業者様は、下記提出書類を期限必着でご提出ください。

（メールタイトルに [フランス\(パリ\)プロモーション申込（貴社・貴団体名）](#) と記載してください。）

なお、提出いただいた情報は、本事業の参加商品審査、事業実施事務以外には使用しません。

申込書提出先 【メールにて送付】	ひょうごの美味し風土拡大協議会事務局 (兵庫県農政環境部消費流通課内) E-mail shohiryutsu@pref.hyogo.lg.jp
---------------------	---

● 提出期限：令和2年9月2日（水）

● 提出書類：参加申込書（様式1）

輸出商品情報シート（様式2）※ 今回現地に輸送する商品を記載してください。

パンフレット用情報シート（様式3）※ 現地プロモーション用にパンフレットを作成します。

パンフレット用写真データ



現地プロモーションで活用する
パンフレットイメージ

7 輸入制度について

現地における輸入規制及び原発事故に伴う食品に対する規制がございますので、お申し込みの前に必ずご確認をお願い致します。

- (1) 肉性原材料（例：肉エキス）を含む食品で、日本で生産・加工されたものは EU へ輸出できません。
（EU・HACCAP 認定工場処理された和牛を除く）
- (2) その他の動物性原材料（例：魚介エキス）を含む食品についても、使用割合が高い等の条件によって原材料が EU・HACCP 認定工場にて製造されている旨の証明等を求められることがありますので、EU の規制を確認する必要があります。
- (3) 2016 年 12 月から、食品への栄養表示が義務化され、日本の栄養表示項目に加えて、飽和脂肪酸、糖類の記載が必要となりました。
- (4) 食品接触面にビスフェノール A を使用した容器・包装の使用はフランスでは禁止されています。
- (5) 添加物・香料を試用している場合、EU で使用可能か EU のポジティブリストを確認する必要があります
（日本で一般的な添加物・香料でも EU で認められていないものがあります）。
- (6) 魚介類は EU・HACCP 認定工場加工され衛生証明書を添付する必要があります。また、天然魚介類は、衛生証明書のみでなく漁獲証明書・加工証明書も必要です。二枚貝等は EU が認定した指定海域で採取され、冷凍または加工処理されている必要が有ります。
- (7) EU ではすべての遺伝子組み換え食品に表示・トレーサビリティが義務付けられています（最終製品中に遺伝子組み換え DNA・タンパク質が検出されない場合も含む）。意図せざる混入として表示・トレーサビリティが免除されるのは、EU が認可した組み換え体について 0.9%未満、未認可の組み換え体について 0.5%未満まで、その場合も「偶発的混入」であることを示すために生産証明書が必要です。
- (8) 一部の県は大豆、カキ、一部水産物、きのこ・山菜類及びこれらを 50%以上使用した加工品について政府作成の放射性物質検査証明書が要求されます。また、その他の県はこれら食品について産地証明書が要求されます。また、サンプル検査が行われます。最新情報については、以下のウェブサイトを参照下さい。

内 容	URL
日本からの輸出に関する制度	https://www.jetro.go.jp/industry/foods/exportguide/country
EU 等向け輸出証明書等の概要	http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/eu_shoumei.html
輸出入条件詳細情報 ※EU へ輸出可能な青果物が確認できます	http://www.maff.go.jp/pps/j/search/detail.html
水産物の EU 向け輸出について	http://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/export/export_EU.html
動物性原材料を含む食品の EU 向け輸出に関する規制について	https://www.jetro.go.jp/world/reports/2019/02/8584a7bc58773a05.html

フランスへの日本酒輸出ガイドブック	https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/report/07001684/report_sake.pdf
EU における加工食品の輸入制度	https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/report/07001569/processed-food_EU.pdf
EU における食品添加物規制	https://www.jetro.go.jp/world/reports/2016/02/a0196b2a8de482d0.html
EU における食品香料・食品酵素に対する規制動向	https://www.jetro.go.jp/world/reports/2017/02/a121d90608bd04ff.html
東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う各国・地域の輸入規制強化への対応	http://www.maff.go.jp/j/export/e_info/hukushima_kakukokukensa.html
貿易投資相談 Q&A	https://www.jetro.go.jp/qatop/foods/qa/

※上記リンク先は農林水産省、JETRO の HP となります。

【アレルギー表示義務品目】

グルテンを含む穀物（小麦・大麦・ライ麦・オート麦、蒸留酒生産に使用される場合は除く）、甲殻類、卵、魚、落花生、大豆、牛乳（乳糖含む）、ナッツ類（アーモンド、ヘーゼルナッツ、くるみ、カシューナッツ、ペカン、ブラジルナッツ、ピスタチオ、マカデミアナッツ）、セロリ、マスタード、ゴマ、亜硫酸塩（濃度が10mg/kgあるいは10mg/ℓ以上の場合）、ルピナス、軟体動物

8 免責事項

- (1) 本事業は事業参加者様に参加商品を無償提供いただき、パリにおいてシェフや、バイヤー等への営業活動、一般消費者へのテスト販売を実施させていただくものです。ご提供いただいた参加商品は営業用サンプル及びテスト販売商品として使用させていただきます。ついては、委託販売方式ではございませんので売上金等が事業参加者様に返ることはなく、また本事業終了後の参加商品の返品もいたしません。また、現地に参加商品が届いた時点で参加商品の一部滅失、破損、欠損が生じていた場合や、通関を通らない等によって参加商品が現地に届かずプロモーションができなくなった場合でも、当協議会は一切の責任を負いかねます。
- (2) 参加商品選考後であっても、事業参加者様が本応募要領記載の参加条件を満たしていないことが判明した場合、または本事業の趣旨にそぐわないと当協議会が判断した場合は、参加をお断りする場合がございます。
- (3) 本事業にて、万が一事業参加者様が損害や不利益を被る事態が生じたとしても、当協議会の故意または重過失によるものを除き、当協議会はその責任を負わないものとします。
- (4) 本事業にて、事業参加者様自らが製造、加工又は原材料、賞味期限の一定の表示に関して、万一商品の瑕疵により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、過失の有無、第三者の翻訳の差異にかかわらず、これによって生じた損害については、当協議会はその責任を負わないものとします。

- (5) 本事業実施期間内及びその前後を通じて発生した事故、盗難、損傷等のいかなる損害についても、当協議会の故意または重過失による場合を除き、当協議会はその責任を負わないものとします。
- (6) 社会紛争、天災、行政または司法による判断、テロリズム、現地政治情勢の変動その他不可抗力により、本事業の全部または一部の実施が不能または困難となった場合には、事業参加者様が被る損害について当協議会はその責任を負わないものとします。
- (7) 当協議会が損害賠償義務を負う場合には、参加料を損害賠償額の上限とします。

9 問い合わせ先・申込先

ひょうごの美味し風土拡大協議会事務局（兵庫県農政環境部消費流通課内）

担当：藤木、吉見

TEL： 078-362-9213

FAX： 078-362-4276

E-mail： shohiryutsu@pref.hyogo.lg.jp